

第31回 地方分権改革有識者会議  
第68回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

---

開催日時：平成29年12月1日（金）10：00～11：30

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、後藤春彦議員、谷口尚子議員、戸田善規議員、平井伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長、伊藤正次構成員、大橋構成員

〔政府〕前川守内閣府審議官、大村慎一内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長

議題

- （1）平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について
  - （2）その他
- 

（神野座長） 開催時刻よりちょっと前なのですが、委員の皆様方がおそろいでございますので、ただいまから「第31回地方分権改革有識者会議・第68回提案募集検討専門部会合同会議」を開催したいと存じます。

委員の皆様方には、冬の扉が開いて寒さが非常に厳しくなっている上に、今日から先生が忙しく走り回る月になりましたので、何かと御多忙のところを万障繰り合わせて御参集いただきましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

御存じのとおり、国会開催中でございますので、政務の方々には、こちらの会議につきまして、様々なお心配りをいただいているのですが、出席することが不可能という事態になっておりますので、御承知おきいただければと思います。

なお、有識者会議の太田議員、小早川議員、勢一議員、並びに提案募集検討専門部会の磯部構成員、野村構成員、山本構成員は所用のため御欠席との御連絡を頂戴しております。

常日頃、私どもの有識者会議につきまして御配慮いただいている梶山大臣は、是非出席をしたいとお話されていたのですが、それがかなわず、大臣のたつての御希望によって、本日はビデオにてお言葉を頂戴することになっております。

スクリーンに御注目いただければと思います。

（梶山大臣ビデオメッセージ再生開始）

（梶山内閣府特命担当大臣） 本日は公務により、会議に出席することがかなわず大変残念に思っております。

各議員・構成員におかれましては、提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向けて御尽力をいただき、感謝申し上げます。

特に提案募集検討専門部会の構成員の皆様におかれましては、合計で19日間、約67時

間に及ぶ熱心な検討をしていただいたところであり、心より敬意を表する次第です。

また、地域交通部会の構成員におかれましても、精力的に御議論いただいたことに感謝を申し上げます。

私からも、9月の閣僚懇談会において、各大臣に対し、提案の最大限の実現に向け、強力なリーダーシップを発揮するよう、お願いをしたところであります。

その結果、現在精査中ではありますが、地方からの提案のうち、昨年を上回る8割以上について実現するなど、対応できる見込みであります。

実現した具体の提案を見ると、本年も、提案募集方式ならではの成果が上がっていると感じております。すなわち、地方の喫緊の課題である地方創生や、子ども・子育て支援を初めとする「人づくり」などの重要施策について、地方の取組を加速化する提案が多かったこと。地域の実情にそぐわない全国一律の基準等の見直しについて、地域の具体的事例に基づく提案をいただき、施策の前進につながったことなどが挙げられます。

本日の皆様の御議論を踏まえ、年末の地方分権改革推進本部及び閣議において、対応方針を決定したいと存じます。

それでは、本日もよろしくお願いを申し上げます。

(梶山大臣ビデオメッセージ再生終了)

(神野座長) どうもありがとうございました。

梶山大臣には重ねて御礼を申し上げます。

それでは、初めに、お配りしております資料の確認をさせていただければと思います。大部になっておりますので、御確認いただければと思います。

まず、本日の議事次第がございまして、その後に配付資料の一覧がございます。

次いで、座席図。それと地方分権改革有識者会議並びに提案募集検討専門部会の名簿がございます。

その後、本体資料になりますが、資料1「平成29年の地方分権改革に関する提案募集方式の進行経過」。

資料2が、提案募集検討専門部会・地域交通部会合同部会審議報告でございます。資料2-1が概要資料、資料2-2が審議報告でございます。

資料3が、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針でございます。資料3-1が概要資料。資料3-2が対応方針案の本体でございます。

資料4が、平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等に関する資料でございます。

資料5が、平成26年、27年及び28年の対応方針のフォローアップの状況に関する資料でございます。

御確認いただければと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、審議に入りたいと存じます。お手元の議事次第にありますように、その他を除きますと本日の議題は「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について」ということで準備させていただいております。これについて、御審議を頂戴したいと思っております。

初めに、提案募集専門部会長として御尽力いただきました高橋専門部会長、先ほど大臣からもお話がありましたように、大変数多くの会議をこなされたということで、私からも深く感謝を申し上げる次第でございますが、高橋部会長から資料に基づいて御発言いただければと思っております。

よろしく願いいたします。

（高橋専門部会長） それでは、本年の提案募集検討専門部会における検討状況につきまして、簡単に御報告させていただきたいと思っております。

資料1、特に2枚目を御覧いただければと思っております。まず、冒頭でございますように、8月に行いました関係府省からの第1次ヒアリングにおきましては、5日間にわたりまして53項目についてヒアリングを行いました。この段階では対応が困難とされている回答が一定程度見られたわけでございますが、ヒアリングでの議論を踏まえまして論点を明確化し、その後の検討を加速させました。

また、9月には全国知事会、全国市長会及び全国町村会からのヒアリングを実施させていただきました。本年の提案に関する地方における支障事例や実現に向けた積極的な検討を求める御意見が示されたものと受けとめさせていただいております。

かつ、前回の有識者会議で中間報告をさせていただきましたが、その後、10月に行いました第2次ヒアリングにおきまして、これまた6日間にわたり47項目についてヒアリングを行いました。本日の対応方針の取りまとめに向けて、1次ヒアリングよりも更に深掘りをした議論を行いまして、提案に対する関係府省の対応について最終的な方向性を確認させていただいた次第でございます。

なお、地域交通分野の御提案につきましては、後ほど後藤部会長より御説明がございましたように、地域交通部会と連携させていただきまして、専門的・集中的な議論を実施いたしました。8月の部会では、全国知事会、さらには、全国市長会、全国町村会からお見えの議員もいらっしゃって、お話をいたしました。地方における地域交通をめぐる現状と課題について議論をさせていただきました。

これらの部会に向けた論点整理も含めて、合計67時間と御紹介がございましたが、検討を行ったところでございます。地域交通を含む地域創生や「人づくり」、防災関係などの多くの分野について、真剣かつ有意義な議論ができたと受けとめさせていただいております。

その結果、後ほど事務局から御説明がございましたように、本年の提案募集の取組についても多くの提案について関係府省から前向きな対応を引き出すことができました。地

方の現場で困っている支障について解決が図られる見込みでございます。

政府におかれましては、現在なお調整中の案件もございますが、それを含めまして、年末の閣議決定に向けて最終的な詰めをよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、今年は地域交通部会も開催されておりますので、後藤部会長から御発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(後藤議員) 本年開催されました提案募集検討専門部会・地域交通部会合同部会における審議の状況につきまして、簡潔に御報告させていただきたいと思っております。

お手元の資料2-1を御覧ください。本年の提案募集においては地域交通分野の提案が数多く寄せられ、こうした地域交通に関する問題意識の高まりを踏まえ、本年7月7日の有識者会議において当該地域交通分野に係る提案については、提案募集検討専門部会と地域交通部会が連携して検討することといたしました。

ヒアリングでは主に地域公共交通会議などの運用改善について集中的に議論されるとともに、自家用有償旅客運送の活用促進など、地域の公共交通をめぐる課題について活発な議論を行いました。そこでの主な議論の状況につきましては、お手元の資料の1枚目、2枚目に記載のとおりでございます。

こうした審議の結果、地域交通関係の提案に関して、関係省庁から大変前向きな検討をいただき、資料の3枚目、4枚目に記載のとおり、提案の趣旨及び部会の議論を踏まえた結論を対応方針案として取りまとめさせていただきました。政府におかれましては、この対応方針案を決定いただき、着実に実施に移すとともに、対応方針に盛り込まれた事項以外で合同部会において議論された事項も踏まえて、地域公共交通の活性化のための取組を更に推進していただきたいと思いますと考えております。

特に地域公共交通会議について、以前、私も7月7日でしたか、発言させていただきましたが、いろいろな利害関係がある中で意思決定の場になっておらず、チューニングが必要と申し上げました。今回の審議を機に、各地域において地域公共交通会議が単なる利害調整の場から地域の意思決定の場として機能し、真に地域の実情に合った交通網の形成が促進されることを期待しております。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

専門部会の高橋部会長と交通部会の後藤部会長から、それぞれ御報告を頂戴いたしました。

それでは、ただいまの両部会長からのお話を念頭に置いた上で、次に事務局から、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針案について、資料1～3、及び5を用いて御説明を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

(加瀬次長) それでは、御説明をさせていただきます。

資料1及び2につきましては、高橋提案部会長及び後藤地域部会長から御説明があったところでございますので、私のほうからは資料3-1以下について御説明をさせていただければと思います。

資料3-1が「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（案）【概要】」となっております。また、資料3-2に対応方針案の本体をつけてございますが、対応方針案につきましては昨年と同様、本日御意見をいただきまして、また御了承いただければ、先ほど大臣からの御挨拶にもございましたとおり、今後の段取りとしては12月中旬から下旬になりますが、地方分権改革推進本部、それから閣議で決定したいと考えております。

それでは、資料3-1の内容でございます。まず、1の基本的考え方のところでございますが、こちらにつきましては、平成26年から提案募集方式を導入して、事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進してきたということでございます。

次に2でございますが、今後の方針といたしましては、一括提案等の提出ということでございまして、法律改正事項については来年の通常国会に適切にまとめた上で提出したいと考えております。

また、2つ目の○でございますが、法律改正事項でないものにつきましても現行規定で対応可能なものについては、ほかの自治体で共有し横展開できるようにすることが重要であるという御指摘も踏まえまして、地方公共団体に対する通知、説明会などで明確化していきたいと考えてございます。

3つ目の○でございますが、対応方針案として引き続き検討を進めるとなっているものもでございます。これについては適切にフォローアップを行い、逐次、この会議に御報告をさせていただきたいと考えてございます。

次に3、移譲に伴う財源措置その他必要な支援。これについても行っていきたいと考えてございます。

その下、4。こちらが29年の提案についての対応状況ということでございまして、右側に赤い字で書いてございますが、精査中という段階のものでございます。まだ数字は若干変わり得るものと御認識をいただければと思っております。提案311件のうち、予算編成過程で検討を求めるもの等々を除いた210件ということで集計をしております。210件のうち、その下の右端の欄、検討対象外ということで、1次ヒアリングの段階で既に満たされているものを除きますと207件ということでございまして、小計としましてAと書いてございますが、「提案の趣旨を踏まえ対応」が157、「現行規定で対応可能」が29ということでトータル186となっております。一方で実現できなかったものは21件となっております。

1枚おめくりいただきますと、裏側でございますが、対応状況ということで、経年の変化をつけてございます。一番右側の欄、実現・対応の割合というところを御覧いただきますと、本年29年につきましては89.9%というものが現時点の数字となっております。

す。昨年が76.5%ということですので、それに比べますと約10ポイント強、パーセントが上昇しております。こちらにつきましては、提案募集では事前相談等々も行ってきているということと、また、4年間の対応ということで、関係省庁の対応も真摯なものになっているということもございます。また、それ以外にも、先ほど19日間・67時間の審議というお話がございましたが、両部会の先生方にも非常に御負担をいただきまして、ヒアリング等々、取り組んでいただいたということで、提案の実現割合が上がっているということになっているのではないかと考えております。

提案が実現できなかったものが本年は21件となっております。こちらについて若干御紹介させていただきますと、内容的にはいろいろなものがございますが、例えばということで申し上げますと、移譲する側と受ける側の調整がつかなかったというものがございました。具体的には生活保護の決定・実施に関する審査請求の裁決について都道府県から指定都市への移譲などについて、なかなか結論を詰めるのが難しかったというものもございます。これ以外には、例えば選挙の期日前投票期間の投票所を繰り上げて閉じることといったものにつきまして、制度の趣旨や運用の観点から実現に至らなかったというものでございます。

次に3ページ目。平成29年の主な案件ということでございます。これは今回の提案募集につきまして、成果を分野ごとにまとめてお示ししたものでございます。この中に【P】とついているものもございますが、これは関係審議会における審議などが今後予定されているということでございまして、対応方針の案文がまだ調整中のところも一部あるという位置づけのもので、【P】とつけているものでございます。

4つの分野をそれぞれお示ししてございます。個別の内容についてはまた御説明させていただきますので、それぞれ概要だけ申し上げます。

まず、1番目が「地方創生・まちづくりー魅力ある地域の創造ー」ということで、地域資源をどう活用していくかということでございます。こちらには地域公共交通の関係などが入ってございます。

その右側、2番目が「人づくり・医療・福祉」という関係でございまして、これは子ども・子育て支援の関係などを中心に、福祉関係のものが入ってございます。

左下の3、「安心・安全」でございます。こちらにつきましては、災害時の対応の拡充など、そういった観点のものが含まれてございます。

最後にその右、4でございます。「地方分権改革の取組強化等」ということで、権限の移譲あるいは都道府県経由事務の廃止などについて挙げてございます。

大まかな全体構造は以上となっております。

資料3-2が対応方針案文でございますが、先ほども申し上げましたように、全体で八十数ページということでございますので、資料4のほうで概略を御説明させていただければと思います。この資料4の中には、29年の提案のもの以外にも、28年のフォローアップ事項も中に含まれているところでございます。

まず、1の「地方創生・まちづくり」のNo. 1でございます。「地域公共交通に係る制度・運用の見直し」ということで、先ほど後藤部会長から一部既に御紹介のあったところでございます。内容的には地方公共団体が主催する地域公共交通会議などでは地域交通に関する関係者間の合意形成を図る役割を担っているところでございますが、合意事項あるいは協議手続について明確化を図りまして、地域の実情に応じた交通体系の整備を図っていただくというものでございます。

このほか個別の事項といたしましては、市町村が実施する有償旅客運送について車両を市町村が準備する必要があるということでもございましたけれども、これについて運行委託先のバス会社の車両を活用可能とする、あるいはコミュニティバス導入に際しての実証運行の許可期間が1年となっているものを通算3年まで緩和すること、あるいは既に始まっておりますけれども過疎地域におけるタクシーによる貨客混載を可能とすることなどがございます。こちらが1でございます。

2が、駐車場法の関係でございます。具体的には政令改正事項ということになります。こちらは駐車場の出入り口の設置規制ということで、例えば道路の曲がり角から5メートル以内の部分や路面電車の停留所から10メートル以内の部分などが路外駐車場の出入り口の設置規制があったということでもございまして、道路の円滑かつ安全な交通が確保できる場合につきましては、出入り口の設置を可能とするということでもございます。これによりまして、市街地再開発などにも対応した円滑な道路交通の確保が期待できるというものでございます。

3が、文化財保護、博物館の関係でございます。右側の上段が文化財の関係、下段が博物館の関係でございます。文化財保護、博物館につきましては、現状、教育委員会の所管ということになっております。そういったこともございまして、観光振興あるいはまちづくりといった中で、自治体全体としての機動的・一体的な活用ができないというところがございます。このため、文化財の保護につきましては地方公共団体の判断で条例により首長部局で所管することを可能とするというものでございます。これにより、文化財の適切な保存を図りつつ、日本の文化財の魅力を世界に発信していく、あるいは地方創生に活用するということが可能となります。こちらは【P】とつけておりますが、これは今後、文化審議会の分科会で議論・結論を得ることが予定されているということで【P】をつけているものでございます。

なお、その下、博物館につきましても、同様の観点から検討が行われることになっておりまして、こちらは1年遅れでございますが、平成30年中に結論を得ることになっております。

1枚おめくりいただきまして、4でございます。こちらは山梨県の忍野村など、山梨県内の市町村の提案でございます。観光地などにおけるドローンの利活用に関係でございます。無人航空機、いわゆるドローンの飛行につきましては航空法によりまして、国土交通大臣の許可・承認という制度が現行あるところでもございます。ただし、今回の規

制緩和ということで、航空法とは異なる目的でドローンの飛行を制限する条例を自治体が制定して飛行の中止を求めることができるということが明らかになる。

また、国土交通大臣の許可・承認といったものの有無にかかわらず、行政指導によって自治体が飛行の中止を求めることができるということで、そういったことについて自治体あるいはドローンの利用者などにも周知を図っていくというものでございます。このほか、ドローンの飛行情報について自治体が必要な情報を共有することができるよう、システムを今後つくっていくことを検討していくということでございます。こちらが4の関係でございます。

5が、所有者不明土地・空き家等の適正管理に係る見直しの関係でございます。右側、上段が所有者不明土地、下が空き家等の関係でございます。所有者不明土地につきましては現行でも既に土地収用法等々があるわけでございますけれども、上段に記載してございますように、公共事業のために収用する場合の手続の合理化あるいは公共的事業といったものために一定期間土地利用を可能とする新たな仕組みをつくるということで、現在、国土審議会の部会で審議が行われておりまして、本年中に結論を得ることになっております。順調に行けば来年の通常国会に法案が出るのではないかとということでございます。このような措置を講じることによりまして、地方公共団体などが、土地の所有者が不明な場合でも、道路など必要な施設・設備の整備ができるようになるものでございます。

下段の空き家でございますが、こちらは国土交通省などが音頭をとり、全国空き家対策推進協議会というものが既に設けられております。こういった場なども活用し、所有者間の協議を促すことによりまして、自発的な適正管理を促進している事例などについて収集した上で、地方公共団体に情報提供を行う。その上で、指針の見直しなど、周知を図っていくということになってございます。

次に3ページ目に入りまして、国定公園の公園計画の変更についてでございます。こちらは、例えば国定公園内にある水族館を博物館に変更するというような、既存施設の業態変更をする際に、国の公園計画の変更が必要ということがあり、それに時間がかかるという課題がございます。こうした課題に対応しまして、全国の状況も調べた上で、手続を不要とする方策、可能性などを検討し、それにより国定公園の自然環境の維持とともに住民にとって魅力ある公園の構築が期待されるというものでございます。

次に7、公拡法に基づく先買い土地で遊休化した土地の有効活用の促進ということでございます。先買い土地制度に基づいて取得した土地については、利用制限がかかっているということがございますが、これについて土地利用計画を見直すということがあった場合には、遊休地が生じて自治体がそれを抱え込むという場合があったわけでございます。こちらにつきましては、昨年、宅地としての賃貸や譲渡が可能であるということを確認したところでございます。その上でフォローアップ案件といたしまして、自治体が保有する先買い土地の実態などを調べた上で、29年中に検討するということになっ

ておりました。フォローアップによる検討の結果、市町村が簡易な方法によって作成できる都市再生整備計画に基づく事業に位置づけることによりまして、活用可能であるということがわかりましたので、これを周知しますとともに、活用事例の情報提供をしていきたいと考えてございます。

次に4ページ目でございます。こちらからは「人づくり・医療・福祉」の関係でございます。まず、No. 1の「放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化に関する検討等」ということでございます。こちらにつきましては、知事会、市長会、町村会の3団体から、従うべき基準の廃止・参酌化を含め、御提案をいただいたものでございます。従うべき基準の取扱いにつきましては、基準の参酌化について子供の安全性の確保等、一定の質を確保しつつ、地域の実情を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することを地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得ることになっております。一定の方向性については出てはいるところでございます。

内容的にはこういった基準の取扱いと重複するわけでございますけれども、個別の論点としましては、一つはおおむね児童40人以下を1単位として放課後児童支援員を2人以上配置しなければならないという人員配置基準の緩和や、放課後児童支援員については例えば高等学校卒業者等の資格が研修を受ける上で必要であるとか、そういったことがありますので、そういった基準の緩和等々も提案されているところでございます。これらについても見直していきまして、放課後児童クラブが適切に運営され、保護者が働いておられるような小学生について、放課後における児童の受皿の拡大につながっていくものと考えているところでございます。

2番は保育所等の面積基準の見直しでございます。こちらについても従うべき基準とされておりまして、現行では地価が非常に高く用地の確保が困難な自治体に限って、保育所については従うべき基準ではなく標準とすべき基準の特例が設けられております。この地価要件について、現行、地価が高い東京の影響が大きい3大都市圏の平均という基準になっておりますので、こちらの基準についても再検討をし、特例が適用される自治体を広げていこうというものでございます。また、幼保連携型認定こども園の適用についても同様の特例の適用について検討していき、地域の実情に応じた保育所などの設置がなされて保育の受皿の拡大に資すると考えているところでございます。

3番目が家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和でございます。比較的小さい規模で0歳児から2歳児までを対象として保育事業を行っている家庭的保育事業所、あるいは小規模保育事業所といったものの関係でございます。これについては例えば職員の病気や休暇といったことで保育できない場合、代替保育の提供を確保することが必要とされております。その提供先について、現在、幼稚園などということで限定されているところでございますが、それ以外のものについても認められるよう検討し、家庭的保育事業を行うに当たっての障害を緩和していき、そういった事業を行う事業所が増えるという効果が期待できるというものでございます。

次に5ページの4、家庭的保育事業における給食の搬入施設の拡大ということでございます。こちらも家庭的保育事業の関係でございます。家庭的保育事業についてはその食事提供は原則自園調理となっております。ただ、もともと家庭的保育事業については預かっておられる居宅等々で行うという、非常に小さな規模のものでございますので、外部搬入についても一定限度できたところでございます。しかしながら、そういった居宅で行うという特性も踏まえ、外部搬入先について範囲を広げて、事業を行うに当たっての障害を緩和し、こちら事業に参入する事業者が増えるという効果が期待できるというものでございます。

その次が5の、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施要件緩和というものでございます。ファミリー・サポート・センター事業につきましては、その要綱において会員数50人以上かつ子供を預かる会員の方の自宅で基本的に幼児や小学生などを扱うということが決められているものでございますが、まず、場所についてはファミリー・サポート・センターが借り上げた施設でも可能であること、あるいは会員数50人という要件の見直しなども含めて今後検討していき、地域の実情に合った事業の実施を図ろうというものでございます。

6、学校給食費における私人への徴収委託の実施でございます。こちらは地方自治法等の体系においても民間への委託可能ということがわかりましたので、コンビニ納付が可能であるということを整理されたということで、こういった点について地方公共団体に通知により周知をするということでございます。こういったことが可能になることにより、学校あるいは教員の負担軽減とともに口座振替できなかった場合に銀行へ納めに行く必要がありましたが、コンビニで納付できるようになるということで、多様な納付方法が可能となり、住民の利便性の向上につながるものと考えているところでございます。

次に6ページの7、奨学金の活用についてでございます。現在、日本学生支援機構の無利子奨学金ですが、こちらの中に大学生の地方定着などを促進するための地方創生枠というものがございます。ただ、現行、これまでは予算上の制約などもあり、入学した後の在学採用に限られていました。こちらにつきまして、高校などの在学中に奨学金の内定が得られる予約採用を行えるようにしようとするものでございます。これにより、学生側にとっては早期の奨学金の内定が得られて不安が解消されるということと、その一方で、事務処理としても簡略化できるということでありまして、学生及び自治体、双方の利便につながるものと考えているものでございます。

8が、無償のへき地診療所における管理者の常勤要件の緩和ということでございます。診療所においては医師の常勤要件がございます。これに関し、へき地について常勤要件を緩和できないかということでございます。これについては医師の地域間の偏在という問題もありますので、厚生労働省の検討会において検討し、今年度中に検討結果を得ていただくことにしております。

次が9、無料低額宿泊事業に係る届出制の見直しということで、社会福祉法の関係でございます。この事業は社会福祉法の第二種社会福祉事業という位置づけでありまして、生活保護の受給者の方など、生活困窮者向けに無料または低額で宿泊所の提供などを行うという事業でございます。こういった事業につきまして、いわゆる貧困ビジネスに当たるような悪質なケースもあるということで、利用者への処遇の質の確保が課題となっております。これについて現行の措置に加えまして、事業の停止命令などに至る前の段階において、設備などの最低基準を設けて、自治体が改善命令を行うことができるようにする。そういったことをしますとともに、新規参入する事業者が基準を満たしているかどうか確認できるよう、現在、事業開始から1カ月以内の届出となっているものを事業開始前の届出に改めるということについて、こちらに書いてございます社会保障審議会の部会等々における議論を踏まえて検討して決定し、平成29年度中に結論を得るというものでございます。これにより、生活支援が必要な方の住宅ニーズ等について確保していくことが期待されるところでございます。

次に7ページ、ここからは安心・安全の関係でございます。1が、九州地方知事会から御提案をいただいたものでございます。被災都道府県から応援要請のあった都道府県と区域内市区町村が一体となって被災市区町村への支援を行うことの明確化ということで、こちらの法制化を行うということでございます。現在の災害対策基本法の体系では、県から県への応援要請という規定はありますが、応援する側の県とその県内にある市区町村の関係、市町村職員の派遣要請の規定や財政面の根拠といったものがありませんので、応援側の県と市町村が一体となって支援を行うということについて、法的な根拠がないという状況にありました。一方で実態上は平成28年の熊本地震の際にも特定の県や市町村がまとまって被災市町村の支援を行うという、カウンターパート方式あるいは対口支援方式という呼び名になっているようですが、そういった職員派遣などの応援が行われておりまして、こういった方法の法的な根拠を整備して、被災地支援の実施につなげていこうというものでございます。

2が、地方公共団体等が実施する災害ボランティアツアーに係る旅行業法の適用除外でございます。災害の被災地支援のためのボランティアツアーの実施につきましては、これまで旅行業法の登録が必要であり、それを受けた旅行者であることが必要とされていたところでございます。しかしながら、公共性の高いボランティアツアーについては被災地または送り出し元の自治体や社会福祉協議会などが関与する場合、例えばボランティアツアーの責任者を置く、あるいは保険に加入するといった措置を確保した上で、旅行業の登録なく実施することを可能とするということでございます。こちらについては既に本年7月に観光庁から通知が出され、措置をされているところでございます。これにより、被災地の復旧支援にボランティアのより一層の活用が図られることが期待されます。

8ページの3、罹災証明制度の見直しでございます。大分県由布市など、大分県内の

市町村から御提案をいただいているものでございます。提案団体の由布市では、罹災証明書の発行と、そのために必要な調査などに約140日を要したということでありまして、罹災証明書の交付の迅速化のため、写真判定の導入の可能性なども含めて現在内閣府の検討会で検討が行われているところでございます。その検討会で今年度中に結論を得ることになっております。これにより、災害の際の被災者支援の加速が期待されます。

「また」以下の後段にありますように、被災の程度について現状でも地方公共団体が独自の基準を設けて税の減免等を行っているところでございます。そういったものについて事例を収集した上で整理をし、その結果に基づいて必要な措置を講じるということでございます。

次に4、被災世帯に対する災害援護資金の貸付利率の設定について市区町村の裁量を認めるということでございます。災害弔慰金の支給等に関する法律に基づきまして、被災者に対して災害援護資金の貸付ができることになっております。ただ、こちらは法律上、利息が3%と法定されております。これについて法律改正によって市区町村が条例で貸付利率を設定できて引き下げられるように裁量を付与するというものでありまして、これにより、災害援護資金の利用促進や被災者の支援強化、生活再建に役立つということが期待されます。

次に9ページ目からは地方分権改革の取組強化でございます。1が毒物・劇物の原体の製造・輸入の登録事務の国から都道府県への移譲でございます。人体にとって毒性の高い化学物質、例えばヒ素やメタノールといったもののようですが、これの100%純度のものについては、その製造・輸入について、現在、厚生労働大臣の登録を受けることが必要になってございます。これについて現状の事務としましては、実際のところ県で受け付けて現地調査なども行っておりますので、そういったものについて事務自体としての登録事務を県に移譲し、審査の短縮なども含めて利便性の向上を図っていこうというものでございます。

2番目が、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限の都道府県から中核市への移譲でございます。こちらは既に平成28年の御提案により、都道府県から指定都市への移譲が行われることが決まっているものでございます。認定こども園につきましては幼保連携型以外に幼稚園型、保育所型、地方裁量型といった3つの型がございますが、幼保連携型について既に中核市が認定主体となっております。残りの幼保連携型以外についても中核市に権限が移譲されることにより、行政の窓口の一本化が図られ、地域の実情に応じた総合的な施策が推進できるとともに、待機児童問題の解消などにもつながっていくと考えてございます。

最後に3、都道府県経由事務の廃止でございます。具体的には市町村における競輪開催の届出、あるいは不動産鑑定試験の受験申込みについて都道府県の経由をやめて国に直接届出をするということでございます。現行でも競輪の開催の事務については都道府県の関係性は非常に薄くなっており、経由事務が形骸化しているということがございま

す。また、不動産鑑定士の試験については、こちらは既に電子申請で直接国に対して行うことができるという現状にありますので、これらについて経由事務を廃止し、地方公共団体の事務負担の軽減につながるというものでございます。

以上、若干駆け足となりましたが、平成29年の提案事項のうち主なものについて御紹介をさせていただきました。

続きまして資料5でございます。こちらは本年9月の会議でも提示させていただいているところですが、平成26年から28年の対応方針のフォローアップの状況について整理したものでございます。前回までに結論が出ているものについては省かせていただいております。

このうち基本的に何らかの検討結果が出ているものについては、今回、29年の対応方針に書き込んでいるところがございます。その事項については現在の対応状況の概要という、右端の欄にて【29年対応方針案】と書いてありまして、例えば2ページの3、生活保護関連制度の見直しなどがそういったものでございます。

これ以外に、29年度中に結論が出る見込みのものがございますが、まだ具体化していないというものがございますので、そういったものについては今回の対応方針案には間に合わないということですので、来年の対応方針に書くことにしてございます。

以下、各年度の概略はおよそこんな感じということだけ御紹介させていただければということでございます。1ページ目が26年の対応方針で記載されていたものでございます。介護保険料の関係でございます。

2ページから3ページまでが27年の対応方針に記載されていた事項であり、先ほど申し上げましたように、No. 3の生活保護制度関連の見直しについては今年の対応方針に既に記載しているところでございます。

4ページ以下、13ページまでが28年の対応方針の記載事項でございます。先ほど申し上げましたように、既に対応方針に書き込んであるものは右端の欄の上に【29年対応方針案】と書き込んでございます。具体的に書き込んでいるのが4ページの6、5ページの7、6ページの8、7ページの10、9ページの14、10ページの16、12ページの18、13ページの19で、これらについては対応方針案で既に書き込んでいるところでございます。

その次が14ページと15ページですが、こちらは26年から28年の対応方針において、28年度中に結論を得るとされていたものです。その結論が出て、今回の対応方針に書き込んであるものでございます。具体的には21の家庭的保育事業の食事提供の関係、あるいは22の道路運送法の申請事案に係る手続の簡素化の関係について、こちらは対応方針案で書き込んでいるところでございます。

長くなりましたが、私からの御説明は以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

29年の対応方針案について、成果を事例的に紹介いただきながら、関連する状況を御説明いただきました。両部会長及び、今、事務局から御説明いただきました対応方

針案につきまして、皆様から御意見を頂戴したいと思います。

(平井議員) まずもって高橋部会長、また後藤先生を初め御関係の皆様には大変前向きに審議を進めていただき、各省庁からの協力を引き出したことに感謝を申し上げたいと思います。

また、前川審議官や加瀬さん、大村さんを初め、事務方の皆様におかれまして、こうした成果を引き出す御努力をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

今回、89.9%という大変高い比率で採択をされたわけでありまして、長年の懸案にも手をつけていただいたところがあったと思います。特に地域交通については後藤先生を初め、当初はいろいろな議論があったようでありまして、兵庫の井戸知事も出席をして、帰ってきたときには大分興奮していましたけれども、それぐらい激論が闘わされたのだと思います。例えばバス停にコミュニティのバスがとまれるようにするとか、そうした具体的なところについて、いろいろな運用の改善などで対処していけるということ、中には道路交通法の問題もあぶり出されまして、そちらのほうにもメスを入れていただいたことなど、成果も出てきたのかなと思っております。あとは、これが本当に実効あるものになるかどうかというフォローアップを是非お願いできればと思いますし、それについて引き続き先生方の御尽力をいただければと思います。

また、従うべき基準が地方六団体でもいつも課題になるところでございまして、特に保育所や放課後児童クラブなどの課題があり、それが結局、保育所の設置がなかなか進まないとか、今、放課後児童クラブも保育所に準じて結構急速に広がらなければならない状況ですが、働き方改革を進めていけば当然必要になる施設ですけれども、これも事実上、設置の足かせになるということもございまして、これを今年度には保育所について、さらに平成30年度で放課後児童クラブについて見直しの結論を得ていくという方向性が出されました。これも中身を期待させていただきたいと思いますし、あわせて、こういう従うべき基準でやるのがいいのか、それともいっそ地方団体のほうに大きく委ねてしまって、参酌すべき基準に完全に振り替えてしまうということも、あってもよいのだろうと思ひまして、これは残された課題として御議論いただければありがたいと思います。

そのほかにも、所有者不明土地の問題。これも現場では非常に課題があるところでありまして、今、国交省のほうの審議会も含めて御議論をいただけていることに我々も期待したいと思いますし、また、災害ボランティアのことや罹災証明のことなど、こうした課題にもメスを入れていただきましたので、これも災害対策の現場としても重要かと思っております。罹災証明は市川議員が非常に詳しいのかもしれませんが、考えてみると建物の損壊の程度を判定するというのは非常に厄介でございまして、これに、ただでさえ忙しい災害復旧・復興の現場が手をとられてしまうということになります。

これは先ほど都道府県に対する要請を市町村にも広げてというお話がありましたが、建築の専門家を市町村のほうからも集めまして、私どもは鳥取県中部地震でも全国の皆

さんにお世話になりましたが、そういうことをやらざるを得ないわけでありませう。また今回、私どもも地震で経験をしまして、大分早く仕上げましたけれども、それと競うように早いのが保険屋さんでございます。保険さんのアセスが早いのですね。熊本や東日本のことを考えますと、圧倒的に民間のほうが早いです。鳥取県はそうやって各地からも御協力をいただいたり、我々のレベルで簡素化を随分進めましたので、それで多少早く仕上がりましたけれども、その辺は今後、また別の検討がなされる場があるそうで、そちらの場での検討もなされればありがたいと思いますが、いろいろとシステムの見直しが考えられるのではないかと思います。

私ども全国知事会でも、先般、総理と意見交換の機会を得まして、地方分権についても、この会議の成果も踏まえて要請をさせていただきました。総理のほうからは、これから地方分権について、現場の声をしっかり吸収して取り組んでいきたい、いろいろなシステム改革を遂げていきたいというようなお話がございました。大きな議論で申し上げましたのは、一つは一般財源の確保のことです。これは神野先生など、いろいろとこれまでも御尽力いただいて、地方消費税が導入され、それが今度、税率が引き上げられるという局面に来るわけでありませうが、その際に、税財政全体を見ながら、どのように税源の偏在を是正しながら財源を保障して標準的な行政が執行できるように大枠をつくっていくかという、今、大事な局面でありませう、この辺についても、分権の会議のほうでも御関心を持っていただければありがたいと思います。

また、先般、全国知事会でも憲法のワーキングチームが報告書を取りまとめました。先日開かれた日本自治学会でも大分議論が出たところですが、私どもなりの意見を取りまとめて、憲法の改正草案もつくらせていただいたところでございます。やはり地方自治の本旨というように憲法92条で書いてあることが余りにも大ざっぱ過ぎて、その中に解釈論として団体自治や住民自治ということもありますが、市民社会が成熟してきておりますので、もっと、国民＝住民に信頼を置いた憲法のあり方、つまり国政もデモクラシー、それから住民自治を通してデモクラシーをまた生活レベルでもやっていく。その際に、やはり同じ権力の源泉である住民＝国民がいるということから、住民が主権者として地方自治を動かすことに対して、大陸法系の団体自治の概念によるような、独立性を高める、条例の上書き権など、そうしたことも含めた本来の分権のあり方というものをもっと考えるべき段階なのではないかということでございます。国会での発議の問題でありますので、今後、国会でも審議がなされると思いますけれども、大きな分権の議論がこれから起きてくることは間違いないと思いますので、この会議でもそうした大がかりな議論についても取り上げていただけるとありがたいと思います。

そのとき、総理にもちょっと申し上げたわけでありませうけれども、実は鳥取県は今、2つで有名になっています。1つは鳥取場所。日馬富士が引退せざるを得なくなった因縁があるわけですが、鳥取県民の名誉のために申し上げれば、決して鳥取ではビール瓶で人を殴ったりということはいたしません。安全かつ適正な方法で飲食をさせ

ていただいているわけでございます。もう一つがポケモンでございます。ポケモンが出てきたことで9万人の方が砂丘へやってくるということになり、大変に賑わったわけがあります。実はあれは仕掛けがありまして、アメリカのほうでボタン1つでポケモンが出現するように操作をするわけでありまして、それでああいう1つの状況が生まれたわけでありまして、分権というのもそういうものであろうかと思っております。ちょっとした仕組みを変えることで大きく地方が輝く、活気が呈されるものだろうと思っております。そういう意味で、総理にもそうしたボタン1つで変わることだからシステム改革をお願いをしたところでございます。地方としては、ポケモンもいいのですけれども、もっともっと大けえ（大きい）もんをゲットしたいと思っておりますので、是非、改革の弾をつくっていただければと思っております。

（神野座長） ありがとうございます。

戸田議員、どうぞ。

（戸田議員） 先ほどの大臣の挨拶の中にも、19日間・67時間というようなお話がございました。前向きな御検討をいただいたことに感謝をまず申し上げたいと思っております。御苦労さまでございました。

そんな中で、具体的ことですが、放課後児童の健全育成の関係の従うべき基準の関係です。これは地方三団体で共同提案をさせていただいた。そして、地方六団体ということで10月に開催されました国と地方の協議の場におきまして、放課後児童クラブに従事する者の資格及び人員配置基準について、これは国による一律の基準ではなく地域の実情に応じた弾力的な運用が図れるように廃止または参酌すべき基準に見直すことということで強く求めたところでもございます。

しかしながら、厚労省のホームページを見ると、社会保障審議会の児童部会に新たに専門委員会を設置し、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するというようにされているようでございます。この基準の見直しというのは、地方分権改革を進めるための地方の提案ということですので、議論の先送りということにならないよう、厚労省の専門委員会における議論にあっては地方の提案、従うべき基準の廃止または参酌化を切り離して議論をいただきたい。そのような形で切り離れた議論が必要ではないかと思うところです。また、先ほど平井知事も言われましたが、地方に任せるというところまで本当に持って行っていただければありがたいと思っております。

それから今回、町村の提案の部分も前向きに受けとめていただくことができています。これに感謝をしたいと思うところでございます。山梨県のドローンの例がございました。それから、岩泉町の災害援護資金の貸付利率の問題。これも町村から上がってきたものでございます。また、私の多可町も、へき地医療という形の中での常勤医師の要件緩和を取り上げていただきました。今後、町村からたくさん上がってくるのかなという気がしています。国から県というものは縦でおりにてきます。大きな市も縦でおりにてきたものをこなされる。ところが小さい町村は横で受けます。横で受けるから逆に、どこに矛盾

があるかということもわかるのです。ただ、昔の主従の関係がまだ職員の中にこびりついているという状況がありますので、どうしても県から言われたとおりという形で動いてしまう。この分権改革がありがたいと思うのは、地方側の意識改革につながるという中で、これは非常にありがたいと思っています。ただ、町村から上がる事象には、いわゆる大物は多分少ないと思います。小さな気づきという中での提案になってこようと思います。小さな提案かもしれませんが、是非、前向きにこれからも受けていただければ有り難いと思います。矛盾に気がつくのは町村という気がしますので、どうぞよろしく願いいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

後藤議員、どうぞ。

(後藤議員) 私がこの有識者会議に参加させていただいた最初のころ、神野座長から、この有識者会議の地方分権に臨むミッションを明示していただきました。それを改めて思い返しているのですが、「個性を生かし自立した地方をつくる」ということを前面に掲げ、それに加えて、「地方の発意と多様性を重視する」としました。まさにこの、「地方の発意」は提案募集方式ということで高まってきていると思います。

一方で、「多様性を重視する」に当たるのが手挙げ方式で、その手挙げ方式の一つの象徴が、自家用有償旅客運送に係る登録等事務権限移譲ではないかと思っています。今日の資料で言いますと資料2-1の最後に参考と書いてあるページをお開きいただけたら幸いですが、この、自家用有償旅客運送の登録に関する事務の権限移譲が、実はまだ都道府県で8団体、市町村で11団体にとどまっているのです。この数はちょっと少ないのではないかという印象を持っています。地域交通部会の中の議論でも、メリットがないのではないかという専門家の意見もございました。そういったことも踏まえて、事務局のほうで指定されている都道府県8、市町村11に対し調査をしていただきました。実際に権限移譲を受けている団体はかなりメリットを感じているようでして、しかも都道府県と市町村によって傾向が異なります。例えば一番上は市町村11団体中9団体がメリットとして感じているものでして、身近なところで登録が受けられる、利便性が高まる。それから1つ飛んで11分の6ですけれども手続期間が短縮される。あるいは地域のまちづくりや福祉政策とあわせて検討できる。そして最後に、地域のニーズや実情に合った対応が可能となるというようなことで、市町村側にはかなりメリットがあるということが伺えます。一方、県でメリットを感じているのは8分の5に相当しますが、運用主体や利用者の生の声がダイレクトに入ってくる。いずれにしろ、こういうメリットがあるということを積極的にPRしていただいて、まさに地方の多様性が出てくるといいなと思っております。

それともう一つ、地方分権改革のミッションの議論のときに、「住民自治の拡充」ということを掲げておられて、先ほどの平井知事のお話にもありましたが、本来の分権のあり方を更に突き詰めていくと、この住民自治に至るところがポイントになってくる

のではないか。まさに地方側の意識改革というお話もありましたが、それが国民、住民までどう及んでいくかというところが次の課題としてはっきりしてきたかなと私自身は感じております。

(神野座長) ありがとうございます。

市川議員、どうぞ。

(市川議員) 専門部会及び地域交通部会の皆さんの熱心な議論、そして関係者の皆さんに敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

特に地域交通部会で議論されました、地域公共交通会議のお話は私も余りよく知らなかったことがありましたので、非常に勉強になりまして、是非、この機会を通して建設的な運営体制が整えられていくことを期待いたします。

それから、今回もやはり現行規定の中で対応できるものが結構多くあると感じておりますけれども、事前相談がかなり行われていると聞いています。その中でかなりの、これは現行規定でもできますよというような判断をされている案件もあるのではないかと想像しています。ちょっと、その件数等はわかりませんが。やはり今回、全体の提案件数も増え、そして実現件数の割合も高くなっているということで、地方公共団体、自治体にも本提案制度が浸透してきているとともに、提案の中身も非常に濃くなってきている。これはやはり事前に打合せをされている皆さん方の対応力が上がってきているということではないかと想像しております。

その中で少し、コメントということで申し上げますと、家庭的保育事業の拡大に向けて、今回も提案の実現が行われているわけですが、今、日本国内には約820万戸の空き家があると言われております。ストック社会の中で、この空き家をどのように有効利用していくかということが社会的な問題にもなってきています。そういう意味でも、今回の家庭的保育事業の拡大が、空き家の有効利用に繋がる、あるいは他の福祉施設の利用も含めた用途の変更・拡大に繋がってくれればと、非常に期待しております。

それから、先ほど平井議員から罹災証明のお話がありました。もう一つ、日本の住宅の大きな問題は、まず、建物そのものの図面がないとか、あるいは耐震評価もされていない。そういう履歴がない建物が非常に多いのです。ですから、やはり今、このストック対策も含めて、あるいは耐震化の促進ということも含めて、そういう記録のない建物をしっかり診断して、普段から、健全な状態の時から、しっかり診断しておく。その記録を持っておくことで、こういう災害時に対する対応力も上がることになってきますので、各自治体もいろいろなインセンティブを出されて、耐震化の強化にも取り組んでいってほしいと思いますが、やはり建物診断の重要性がこれからもっと増してくるだろうと感じております。

いずれにしましても、この提案部会、12月の一括審議に向けての最後の取りまとめをお願いするわけですが、是非、地方分権がしっかりと進んでいくように、我々もサポートしてまいります。

(神野座長) ありがとうございます。

谷口議員、どうぞ。

(谷口議員) 先生方が述べられているとおり、まずはこの膨大な地方からの提案を出してくださった自治体の皆様方、そしてそれを調整された事務局の皆様、そして国の省庁と一緒に折衝していく、その議論に加わってくださった専門家の皆様、府省の方々、皆様方の大変な御尽力に感謝したいと思います。

今回、4年目を迎えるということで、その対応方針のあり方の数字も本年度は9割近く実現・対応の割合が近づいている。それはやはりこれまでの蓄積によって、案を出される側もきちんと実現するような案として精査されている。そして、事務局もそのフォローをされている。さまざまな御尽力があつてのこの高い割合になっているかと思いません。

まとめていただいた今回の案によりますと、地方の提案のタイプは大きく3つぐらいあると感じました。1つは地方が積極的な施策として、観光や経済促進といったものをするために工夫をしたい。についてはその基準や規制を緩和してほしいというような御提案がある場合。2番目には、住民ニーズに対応するような施策。多くの社会保障政策など、こういった問題については国の基準の弾力化や分権化が大変望まれているという点がございました。3番目に、効率化。災害時等、さまざまな手続を迅速に行うための簡略化など、こういった御提案がある。これらは全て地方から幅広いニーズや求めがあるタイプの御提案だと理解しました。

また、これに加えて、平井知事から御提案があつたように、今後は大きな枠組み、つまり実現するかどうかは別として、地方分権のあり方の枠組みについて、ある意味、話題提供をするような大きな御提案というものも今後はあり得るのかなと思いました。

また、以前、小早川議員が御提案されていたとおり、この提案募集に関する折衝は皆様方に大変御負担な部分もあろうかと思しますので、こうした検討の方法についても、今後は考えることになるのかなと。例えば重点項目については、ある種の見直しを前提とした上でみんなで知恵出しをするというようなところがもしもできれば、みんなの負担も前向きなものになるのではないかと、外側からで恐縮ですけれども感じました。

このような取組が確実に成果を上げているところでございまして、今後も続くとするならば、実現可能性とともに、こういったことが行われているということ幅広く世間に知っていただく。こういうことがあると、更に拡充するのかなとも思いました。

(神野座長) ありがとうございます。

伊藤構成員、どうぞ。

(伊藤構成員) 私からは感想といいますか、実際に提案募集のヒアリング等を行った上での意見を述べさせていただきたいと思えます。

今年4年目ということで、実現・対応の割合が9割近く、現時点であるということですが、私がヒアリングの場にいた感想としては、今年には実は実現が難しい提案がかなり

あって、もちろん各府省の方々は前向きに御対応いただいたのですが、テクニカルにも難しい案件がかなりあったという印象を持っておりました。これが結果的には実現・対応の割合がかなり上がっているということは、事務局の方々の折衝が相当濃密に行われたということの結果ではないかと思っております。その点、感謝を申し上げたいというのが一点でございます。

もう一つは、現時点でもまだペンディングになっているものや、あるいは平成30年度中に結論を得るという方向性だけは合意されているというものがかなりありまして、今後、きちんとフォローアップをしていくということが非常に重要なのではないかと思います。特に人づくりということで、今後いろいろところで検討が行われていくと思われれますけれども、その中で今回の対応方針が示す方向性に合致するような形で地方の提案が取り入れられていくことが重要だと思っておりますので、その点のきちんとしたフォローアップが非常に重要なのではないかと考えております。

(神野座長) どうもありがとうございました。

大橋構成員、どうぞ。

(大橋構成員) それでは私からも、このヒアリングに参加した感想を何点かお伝えしたいと思っております。

まず、今年の傾向としては、やはり地域交通の問題が出てきたというのが例年と比べての特色であるという感想を持っております。そこでは特に、地域公共交通会議という核になる協議会の運営の仕方がどうかということについて、かなり運用が重い組織になってしまっていたので、そこに何でもかければよいということではなくて、この仕分けをしていただくということと、全員一致みたいな信仰があったので、議決方法はもっと柔軟でいいのですということをお伝えすることができたという点ではよかったと思っております。

それから、自治体が社会実験をやりたいということが非常に強いので、それをやりやすい方策を、国交省の方もかなり考えてくださって、道路運送法の4条や21条の使い方などについて、かなり丁寧に答えが出てきましたので、これを自治体のほうに流して、どんどん社会実験をやっていただくということが、これからのこの分野の発展につながるのではないかと思います。

まちづくりの分野では、都市再生整備計画というものが、自治体の方はかなり中身がないとだめだという認識のようだったので、国交省に聞くと中身が緩やかでもいいという、そういう柔軟な対応を示してくださったので、これはかなり活用できるのではないかという気がしましたので、今後是非、アピールしていただければと思います。

それから、先ほど伊藤構成員からお話がありましたように、私も9割近い達成率という実感はなくて、なかなか力及ばなかったという反省があります。それはやはり基準行政の壁といいますか、特に厚労省関係のところについては従うべき基準というものが非

常に厳格であることと、それが分権の中で議論されていたときの基準よりも肥大化して何か大きく捉えられているようなところがあるので、そこはまず直していただくということと、法令改正もなかなか重いということで、やはりその根っこにあるのは、国の厚労省の側では質を上げていきたいという発想があって、質を基準に書き込む。他方、地域の側では量が足りないので、量を何とかしたい。その2つの哲学がぶつかって、なかなかそこが進まないというところがある。問題の出方は、個別にはいろいろあるのですけれども、そこが対立点かなという気がいたしました。

全体的な印象としては、達成率は非常に高いのですけれども、まだまだ出てきている地方公共団体の数は全体からすると限定されているので、掘り起こしが大事なかなという気がいたします。先日、私は愛知県の講演会に呼んでいただいて、愛知県の近郊、特に市町村職員の方が140名ぐらい集まってくださって、意見交換をいろいろしました。彼らの関心は総論というよりは各論にあり、どうやって問題の気づきを行っていくのか、それをどのように戦略的に公務につなげていくのかという、そのこのところのつながりを具体的に話してほしいという需要があって、意見交換をいろいろしてきました。そのような形での掘り起こしというサポートのようなことが特に大事なのかなと思います。そういうところの教育が進むと、提案募集も進むし、例えば自主条例をどんどん自分たちでつくるといようなことになって、住民自治の活性化ということにもつながっていくのかなと、そのような印象を持ちました。

(神野座長) ありがとうございます。

高橋部会長、どうぞ。

(高橋専門部会長) 今の構成員の先生方からの感想と全く一緒でございます。かなり難しい案件が含まれていたにもかかわらず、これだけの達成率になったというのは、構成員の皆様は当然ですが、事務局の皆さん、そして、それを真摯に受けとめていただいた関係省庁の皆様にお礼を申し上げたいと思います。こういう、良い文化ができたということで、来年も引き続き、これを発展させていただきたいと思います。ただし大橋構成員がおっしゃったように、まだ課題は結構残っておりますので、それに向けてまた来年も頑張っていきたいと思っています。

もう一つは、これも伊藤構成員がおっしゃったのですが、実は平成29年中とか平成29年度中となりますと、閣議決定が年末ぎりぎり、法案提出の閣議決定も3月ぎりぎりということがある。そういう意味では、こういう書き方をすると、時間との関係において、事務局も大変御苦労なことと思います。しかしながら、まだペンディングになっているものについては、是非、前向きな成果を得るように、引き続き事務局の皆様方には御奮闘をよろしくお願ひしたいと思います。

(神野座長) どうもありがとうございます。

議員及び構成員の皆様方から一わたり御意見を頂戴いたしました。

私の感想から申し上げますと、本年度は両部会、特に専門部会の御努力によって、9

割という実現・対応率が量的に実現できたということだけではなく、委員の皆様方の御意見にもございましたけれども、かなり質的にも充実できたのではないかと感じました。

特に戸田議員からは、この提案制度が職員だけでなく住民の皆様方の意識改革、自分たちでやれば実現できるのだという方向に、よい方向に動いていくというような御紹介もありましたし、それから、後藤委員からは事務局での調査もありまして、実現していく段階での多様性としての手挙げ方式ということ。これの調査を見ると、やはりメリットがあったということが非常に多く、しかもそれがまた次の方向に、好循環をつくっていくということに、提案募集方式も、それから手挙げ方式も、よい方向にぐるぐる回っていくようなきっかけが、制度の定着とともにできつつあるのではないかと意を強くした次第でございます。

ただ、幾つか極めて重要な課題を頂戴しておりまして、1つは平井議員からも御指摘いただきましたように、今後の実行過程におけるフォローアップをきちんとやっていくようにということがございます。さらに、今後の課題の御指摘を幾つか頂戴しております。重要な課題として、従うべき基準をそもそも参酌基準に変えるということから検討をしていく事案。子育てだけではなく公共事業関係の業務に関しても非常に大きいということでしたので、幾つか残された課題があるかなと思っておりますが、それだけではなく、平井議員から御指摘いただいたように、地方分権の枠組みに関わる大きな流れと申しますか、入れ物が大きく変わるような事態が生じつつあるのではないかと。この点を心して今後当たらなければならないという御指摘をいただきました。一般財源確保の問題という、財政面の枠組みもそうですし、また、憲法の地方自治の趣旨、あれは何条からだったのでしょうか、そこに関わるところの見直し等々も含めて、分権の枠組みに関わるようなことも、それこそ参酌しながら事に当たらなければならないと思っております。

委員の皆様方から貴重な御意見を頂戴しましたけれども、以上のようにまとめてみますと、事務局でまとめていただいた提案、対応方針、これについてはほぼ皆様方、高い評価と申しますか、御賛同をいただいていると思われまして。ただし幾つかの条件がございます。1つは先ほどもお話がありましたように、対応方針案のうち【P】がついているもの。案文について調整が必要なものがございます。また、予算編成過程で検討を求めた提案もございますので、この点については予算編成後に最終回答を取りまとめる必要がございます。この点につきましては私に御一任いただくということとさせていただきます。本日の委員の皆様方の御意見を拝聴する限り、有識者会議として了承したものとさせていただきますと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) どうもありがとうございました。

これをもちまして、対応方針を私どもの有識者会議として了承することにさせていただきます。

繰り返し、委員の皆様方からも御発言がありましたけれども、本日の議論を踏まえて、

政府におかれましては決定に向けて各府省との最終的な調整をお願いする次第でございます。

それでは最後に、お忙しい中、前川内閣府審議官に御臨席いただいておりますので、御挨拶をいただければと思います。

(前川内閣府審議官) 冒頭、神野座長からもお話がありましたように、本日は国会審議へ出席するために、大臣、副大臣、大臣政務官が出席できず、まずはおわび申し上げます。

ただいま、平成29年の地方からの提案等に対する対応方針案について御了承いただき、感謝申し上げます。

皆様に御尽力いただいたおかげで、従うべき基準の見直しや地域公共交通関係を始めとする地方の現場で困っている支障を解決してほしいという切実な提案について、数多く実現・対応することができました。政府といたしましては、本日の議論も十分踏まえ、年内に対応方針について、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行うべく、関係府省との最終的な調整を進めてまいります。

各議員、構成員におかれましては、本日も全員の方から御意見をいただきましたけれども、引き続きまして地方分権改革の推進に向けて御尽力をいただくようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

本日はこれにて合同会議を終了させていただきます。御参加いただきました皆様方、さらには御尽力いただきました事務局の皆様に、重ねて感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

(以上)